

生駒市訓令甲第 5 号

生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令

生駒市職員服務規程（昭和 4 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、名札（様式第 3 号）及び時差勤務札」を「及び名札（様式第 3 号）」に改め、同条第 4 号中「左胸上部に」を「常時」に改め、同条第 5 号を削る。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

	所属名又は職名
氏（ひらがな）	
氏（ローマ字）	

- 1 地は白色、文字は黒色、市章及び線は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める色とする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 緑色
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 黒色
- 2 寸法は縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。